

# 第 11 次鳥獣保護事業計画書

平成 2 4 年 4 月 1 日から

5 年間

平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

富 山 県

## 目次

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
2	特別保護地区の指定	5
3	休猟区の指定	8
4	鳥獣保護区の整備等	10
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	11
1	鳥獣の人工増殖	11
2	放鳥獣	11
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	12
1	鳥獣の区分と保護管理の考え方	12
2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	12
3	学術研究を目的とする場合	15
4	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	16
5	特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	23
6	その他特別の事由の場合	24
7	鳥類の飼養の適正化	26
8	販売禁止鳥獣等	26
第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区等に関する事項	26
1	特定猟具使用禁止区域の指定	26
2	特定猟具使用制限区域の指定	27
3	猟区設定のための指導	31
4	指定猟法禁止区域	31
第六	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	31
1	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	31
2	実施計画の作成に関する方針	32
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	32
1	基本方針	32
2	鳥獣保護対策調査	33
3	狩猟対策調査	34
4	有害鳥獣対策調査	35
第八	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	36
1	鳥獣行政担当職員	36
2	鳥獣保護員	36
3	保護管理の担い手の育成	37

4	鳥獣保護センター等の設置	38
5	取締り	39
6	必要な財源の確保	39
<b>第九</b>	<b>その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項</b>	<b>39</b>
1	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	39
2	狩猟の適正管理	39
3	傷病鳥獣救護の基本的な対応	40
4	安易な餌付けの防止	40
5	感染症への対応	41
6	普及啓発	41

## 第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### ① 指定に関する中長期的な方針

第10次計画終了までに、鳥獣保護区は、国指定1箇所64,819ha、県指定39箇所42,864ha、合計40箇所107,683haを指定した。これは、本県の県土面積(425,321ha)の25.3%を占めており(海上指定面積6,854haを除くと23.7%)、全国でもトップクラスの指定率である。

鳥獣保護区の指定に当たっては、その区域内において生息する鳥獣の種類、生息数を勘案して、鳥獣の保護繁殖上重要と認められる区域を指定していくものとする。

なお、新規指定や拡大に当たっては、事前調査による必要性の確認、利害関係者等の意見調整を図って実施する。

##### ② 指定区分ごとの方針

指定区分	方針
森林鳥獣生息地の保護区	森林を主な生息場所とする鳥獣を保護するため、県立自然公園に指定され、良好な生息環境を保持している地域について指定する。
大規模生息地の保護区	本県には、該当地区がないことから指定しない。
集団渡来地の保護区	集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である湿地、湖沼等のうち必要な地域について指定する。
集団繁殖地の保護区	本県には、該当地区がないことから指定しない。
希少鳥獣生息地の保護区	県レッドデータブックに掲載されているイヌワシ、クマタカ等猛禽類をはじめとする鳥獣その他絶滅のおそれのある鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定する。
生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要がある地域について指定する。
身近な鳥獣生息地の保護区	市街地等において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな自然環境形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定する。

#### (2) 鳥獣保護区指定計画

##### ① 鳥獣保護区の指定計画 (第1表)

##### ② 既指定鳥獣保護区の変更計画 (第2表)

鳥獣保護区の指定計画

(第1表)

区分	鳥獣保護区指定の目標*	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						
				24年度	25	26	27	28	計(B)	
森林鳥獣生息地	箇所 面積(ha)	18 5,400	23 32,100	箇所 面積(ha)						
大規模生息地	箇所 面積(ha)			箇所 面積(ha)						
集団渡来地	箇所 面積(ha)		4 7,100	箇所 面積(ha)						
集団生息地	箇所 面積(ha)			箇所 面積(ha)						
希少鳥獣生息地	箇所 面積(ha)		1 1,080	箇所 面積(ha)						
生息地回廊	箇所 面積(ha)			箇所 面積(ha)						
身近な鳥獣生息地	箇所 面積(ha)		11 2,584	箇所 面積(ha)						
計	箇所 面積(ha)		39 42,864	箇所 面積(ha)						

本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区					
24年度	25	26	27	28	計(C)	24年度	25	26	27	28	計(D)

本計画期間に解除又は期間満了により消滅する鳥獣保護区						計画期間中の増(△減)**	計画終了時の鳥獣保護区***
24年度	25	26	27	28	計(E)		
							23
							32,100
							4
							7,100
							1
							1,080
							11
							2,584
							39
							42,864

\*箇所 林野面積(可猟地を除く)×1/10,000 面積 箇所に対応した面積(1箇所当たり300ha)

\*\*箇所数については、(B)-(E) 面積については(B)+(C)-(D)-(E)

\*\*\*箇所数については、(A)+(B)-(E) 面積については(A)+(B)+(C)-(D)-(E)

既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
24	渡	黒部川河口	期間更新	68	0	68	24年11月 1日から 34年10月31日まで		
	渡	神通川河口	期間更新	75	0	75			
計		2箇所		143		143			
25	森	上市	期間更新	630	0	630	25年11月 1日から 35年10月31日まで		
	身	二上山	期間更新	684	0	684			
	身	増山	期間更新	372	0	372			
	身	庄川下流	期間更新	88	0	88			
計		4箇所		1,774		1,774			
26	身	呉羽山	期間更新	450	0	450	26年11月 1日から 36年10月31日まで		
	森	南蟹谷	期間更新	1,070	0	1,070			
	森	縄ヶ池	期間更新	625	0	625			
	森	東福寺	期間更新	180	0	180			
	身	ねいの里	期間更新	50	0	50			
	森	宮島峡	期間更新	614	0	614			
計		6箇所		2,989	0	2,989			

27	森	有峰	期間更新	7,500	0	7,500	27年11月 1日から 37年10月31日まで		
	身	吉峰	期間更新	70	0	70			
	身	高岡古城公園	期間更新	23	0	23			
	森	桜ヶ池	期間更新	130	0	130			
計		4箇所		7,723		7,723			
28	森	城山	期間更新	293	0	293	28年11月 1日から 38年10月31日まで		
	森	大平	期間更新	2,274	0	2,274			
	森	小口川	期間更新	1,871	0	1,871			
	渡	氷見海岸	期間更新	6,905	0	6,905			
	森	利賀	期間更新	1,100	0	1,100			
	森	座主坊	期間更新	450	0	450			
	森	白木峰 ・金剛堂山	期間更新	5,650	0	5,650			
	森	奥神通	期間更新	460	0	460			
	森	奥五位	期間更新	280	0	280			
	森	医王山	期間更新	1,690	0	1,690			
渡	常願寺川河口	期間更新	52	0	52				
計		11箇所		21,025	0	21,025			
合計		27箇所		33,654	0	33,654			

森: 森林鳥獣生息地の保護区 身: 身近な鳥獣生息地の保護区 希: 希少鳥獣生息地の保護区  
 渡: 集団渡来地の保護区

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

#### ① 指定に関する中長期的な方針

第10次計画終了時までには、特別保護地区は、国指定1箇所13,729ha、県指定9箇所2,462ha、合計10箇所16,191haを指定した。この鳥獣保護区に対する特別保護地区の面積比率は、国指定21.2%、県指定5.7%、全体で15.0%となっている。

特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣保護区内において生息する鳥獣の種類、イヌワシ等の希少鳥獣生息地等を勘案して鳥獣の保護繁殖上、特に重要と認められる区域を指定していく。

なお、指定や拡大に当たっては、事前調査による必要性の確保、利害関係者等の意見調整を図って実施していく。

#### ② 指定区分ごとの方針

指定区分	方針
森林鳥獣生息地の保護区	森林地域において、特に保護繁殖を図る必要がある地域のうち、県立自然公園などで非常に良好な生息環境を保持している地域について指定する。
大規模生息地の保護区	本県には、該当地区がないことから指定しない。
集団渡来地の保護区	渡来する鳥類のねぐらとなっている中核的地区について指定する。
集団繁殖地の保護区	本県には、該当地区がないことから指定しない。
希少鳥獣生息地の保護区	イヌワシなど絶滅のおそれがある猛禽類の営巣環境の保護を図る必要がある地域について指定する。
生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、鳥獣の移動経路として特に重要な地域について指定する。
身近な鳥獣生息地の保護区	県民に野鳥観察の場として親しまれている公園や河川敷など、都市近郊の鳥獣生息適地において特に必要と認められる箇所について指定を検討する。

### (2) 特別保護地区指定計画（第3表、第4表）



特別保護地区指定内訳

(第4表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区*		特別保護指定地域**		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
25	身	二上山	ha 684	25年11月 1日から 35年10月31日まで	ha 164	25年11月 1日から 35年10月31日まで	ha		再指定
計		1箇所	684		164				
26	森	縄ヶ池	625	26年11月 1日から 36年10月31日まで	116	26年11月 1日から 36年10月31日まで			再指定
	身	ねいの里	50		13				
計		2箇所	675		129				
27	森	有峰	7,500	27年11月 1日から 37年10月31日まで	760	27年11月 1日から 37年10月31日まで			再指定
	身	吉峰	70		25				
計		2箇所	7,570		785				
28	渡	氷見海岸	6,905	28年11月15日から 38年10月31日まで	1	28年11月 1日から 38年10月31日まで			再指定
	森	白木峰・金剛堂山	5,650		1,150				
計		2箇所	12,555		1,151				
合計		7箇所	21,484		2,229				

森:森林性鳥獣生息地の保護区 身:身近な鳥獣の保護区 渡:集団渡来地の保護区

\* 特別保護地区 … 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。  
原則として、建築物その他の工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採等が規制される。

\*\* 特別保護指定地域 … 特別保護地区内の特に必要があると認める地域において、撮影、録画、野外レクリエーション等の鳥獣の保護に影響をおよぼすおそれのある行為を規制することができる。

### 3 休猟区の指定

#### (1) 方針

##### ① 指定地区選定の考え方

休猟区は、県内の各地域において、狩猟鳥獣が適正な生息数を維持できるように指定する。指定については不均衡な配置にならないよう留意しながら、おおむね可猟地の3分の1程度の面積を指定するよう努める。

ただし、都市化の進展や各種の開発行為等により、可猟地面積が減少してきているので、地域の実態に合わせて調整を行う。

なお、指定時には、農林水産業関係者、住民等に理解を得られるよう努める。

##### ② 休猟区的面積及び分布について

ア 面積規模は、鳥獣の繁殖効果及び休猟区の維持管理を考慮して、1箇所あたり1,500ha以上となるように努める。

イ 指定にあたっては、鳥獣保護区と隣接させるなど、相乗効果についても配慮する。

ウ 増殖を目的とする対象鳥獣は、主にキジとする。

エ 区域は、原則として、現地で区界が明瞭にわかるように河川、海岸線、尾根、道路、鉄道等を境界とする。

##### ③ 指定期間について

指定の期間は、原則として、3年間とするが、再指定はしないものとする。

##### ④ 特例休猟区について

特定鳥獣\*かつ狩猟鳥獣である鳥獣により農林業被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められる地域について、特例休猟区（特定鳥獣保護管理計画の目標を達成するために必要と認める場合、当該計画の対象地域内の休猟区において、当該計画の対象鳥獣（ただし、狩猟鳥獣に限る。）を狩猟により捕獲ができる区域）の指定を検討する。

\*特定鳥獣： 都道府県区域内においてその数が著しく増加又は減少しており、生息環境その他の事情を勘案して長期的な観点から保護管理を図るために必要がある鳥獣

#### (2) 休猟区指定計画（第5表）

## 休獵区指定計画

(第5表)

年度	指定所在地 (旧市町村)	名 称	指定面積	指定期間	備考
平成24年度	高岡市(福岡町)	勝木原・花尾	1,330	3年	
	魚津市、滑川市	早月川	1,248		
	南砺市(利賀村)	栃原	1,079		
	上市町	極楽寺	878		
	立山町	大森	1,054		
	朝日町	山崎	1,000		
	計	6箇所			
平成25年度	富山市(大沢野町)	神通川東	732	3年	
	富山市(細入村)	洞山	550		
	氷見市	速川	965		
	南砺市(上平村)	小原	980		
	南砺市(城端町・福光町)	南山田	825		
	入善町	横山	1,265		
計	6箇所		5,317		
平成26年度	富山市(山田村)	高清水	500	3年	
	高岡市	中田	782		
	小矢部市	埴生	1,142		
	南砺市(福野町)	東石黒	843		
計	4箇所		3,267		
平成27年度	高岡市	五十里	920	3年	
	魚津市	上野方	1,080		
	滑川市	南加積	1,000		
	南砺市(平村)	高坪	950		
	南砺市(利賀村)	上利賀	1,100		
	立山町	利田	1,000		
	朝日町	境	1,200		
計	7箇所		7,250		
平成28年度	富山市(大山町)	極楽坂山	1,900	3年	
	富山市(八尾町)	卯花	1,790		
	富山市(細入村)	加賀沢	600		
	氷見市	碁石	1,062		
	黒部市	荻生・若栗	870		
	南砺市(城端町)	藁谷	838		
計	6箇所		7,060		
合計	29箇所		29,483		

#### 4 鳥獣保護区の整備等

##### (1) 方針

###### ① 管理施設の設定方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界等が明瞭に分かるよう、標識等の設置及び管理を行う。

###### ② 観察等利用施設の整備の方針

鳥獣の生息環境に配慮しながら、特に鳥獣の保護繁殖について効果が予想される保護区については、自然博物館ねいの里、関係団体及び愛鳥モデル校の児童等の協力を得て、保護繁殖に必要な給餌、巣箱等の施設を設けるほか、食餌植物の植栽を行い、採取・営巣等の環境を整備する。また、河畔林など渡り鳥の移動経路になっている場所では、生息環境の整備を行うものとする。

###### ③ 調査巡視等管理の方針

人の入り込みの多い「野鳥の園」や「自然博物館ねいの里」等の保護区については、利用施設を整備するとともに、管理のための巡視を重点的に実施する。

##### (2) 整備計画

###### ①管理施設の設置

(第6表)

区分／年度	現況	24	25	26	27	28	計
標識類の整備							
制札	176	5	5	5	5	5	201 枚
案内板	11	—	—	—	—	—	11 枚
管理棟等の整備	新港臨海野鳥園で土・日・祝日に野鳥観察指導員を配置	同左	同左	同左	同左	同左	同左

###### ②利用施設の整備

(第7表)

区分／年度	現況	24	25	26	27	28	計
観察路、観察舎等の整備	野鳥の園 } 管理 L=5.7km } ねいの里 } L=2.0km }	同左	同左	同左	同左	同左	同左
その他の施設等の整備	巣箱設置	巣箱設置 人工巢台設置	巣箱設置	同左	同左	同左	同左

###### ③調査、巡視等の計画

(第8表)

区分／年度		24	25	26	27	28
管理員 (鳥獣保護員)	箇所数	40	40	40	40	40
	人数	51 人				
管理のための調査の実施		—	—	—	—	—

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1 鳥獣の人工増殖

##### (1) キジの人工増殖

原則として鳥獣の人工繁殖を行わないが、放鳥事業を計画的に実施するため、必要があれば生産者等に対して指導を行う。

##### (2) ライチョウやイヌワシ等の人工増殖

全国的に生息分布が局限されている絶滅のおそれのある鳥獣等として、ライチョウやイヌワシ等の生息が確認されている。

これらの種における本県の生息環境及び生息数は比較的安定しており、特に緊急的に人工増殖を行うなどの状況にはないものであるが、生息数調査等を継続して行う。

#### 2 放鳥獣

##### (1) 方針

##### ① 対象種についてのおおむね5年後に目標とする生息数と必要な放鳥数の考え方

狩猟者にとって主な狩猟鳥であるキジの増殖を図り、安定した捕獲数を確保するため、種キジを放鳥する。キジについては、第10次計画において、キジの購入ができなかった平成21年度を除き、毎年1,000羽程度のキジを放鳥してきたが、比較的安定した捕獲数が得られたことから、第11次計画においても同等数のキジを放鳥する。

##### ② 放鳥事業の効果を高めるための取組、定着状況調査等

ア 放鳥場所は休猟区を主とし、放鳥前に放鳥委員会を開催し、現地の環境や生息状況を調査して選定する。

イ キジの種の血統を保つため、コウライキジの放鳥は行わないものとする。

ウ 放鳥キジは、1か月以上の野化訓練をした月齢4か月の幼鳥とし、放鳥は狩猟期前の9月頃に実施する。

エ 放鳥の際には、野生化状況、移動範囲、繁殖データを得るための追跡調査が可能なように足環をつける。なお、装着は、回収のできる狩猟対象の雄のみとする。

##### ③ 感染症等への対応等

放鳥キジは、負傷や疾病がなく、健全なものにする必要があるため、人工養殖場において病理検査済のものとする。

##### (2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第9表)

種類名	放鳥の地域	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		箇所	羽								
キジ	休猟区	15	500	15	500	15	500	15	500	15	500
	その他	60	500	60	500	60	500	60	500	60	500
	計	75	1,000	75	1,000	75	1,000	75	1,000	75	1,000

(第10表)

種類名	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	委託生産	購入	その他												
キジ	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽
	700	300		700	300		700	300		700	300		700	300	

(その他は(社)富山県猟友会で購入し、放鳥する分)

(3) 放獣計画

本県では、維持すべき地域個体群や絶滅のおそれのある獣類はいないため、放獣は行わないこととする。

#### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

##### 1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

以下の区分に応じて、きめ細やかな鳥獣保護管理を進めるものとする。

(1) 希少鳥獣

希少鳥獣の適切な保護管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。

(2) 狩猟鳥獣

① 狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。

また、関係行政機関等からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

② 被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟による捕獲等を活用しつつ、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図る。

(3) 外来鳥獣等

県内に本来生息地を有しておらず、人為的に海外から導入され、県内において被害を生じさせている鳥獣又は被害を生じさせるおそれのある鳥獣については、必要に応じ捕獲等による管理に努める。

(4) 一般鳥獣

一般鳥獣の適切な保護管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。

地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じる。特に生息数が著しく増加又は減少している鳥獣については特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図る。

##### 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

次の場合は原則として許可しないものとする。

① 特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではなく、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

② 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合

③ 住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合

- ④ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは公道等の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑤ 愛玩のための飼養を目的とする場合
- ⑥ 捕獲後の措置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

(2) 許可する場合の基本的考え方

- ① 学術研究を目的とし、その研究目的を達成するために不可欠な最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあつては適切なもの）であつて、適正な研究計画の下で行われるものである場合
- ② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合で、その防止及び軽減を図る必要がある場合。特に外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な捕獲を図る。
- ③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合
- ④ 上記以外の特別な事由を目的とするもので、原則として次の事由による場合
  - 1) 鳥獣行政担当職員（鳥獣保護員含む）が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合
  - 2) 鳥獣行政担当職員や鳥獣保護員等が傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合
  - 3) 博物館・動物園等公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合
  - 4) その他、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業のための個体の追跡等、鳥獣の保護その他公益に資すると認められる場合

(3) わなの使用に当たつての許可基準

わなの使用に当たつての許可基準は次のとおりとする。

(第11表)

わなの種類	許可基準
くくりわなを使用した方法	<p>獣類（ツキノワグマ（以下「クマ」という。）を除く）の許可申請の場合は、原則として輪の直径が12cm以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。</p> <p>イノシシ及びニホンジカ（以下「シカ」という。）の捕獲を目的とした場合は、ワイヤーの直径が4mm以上で、よりもどしを装着したものであること。</p>
とらばさみを使用した方法	<p>鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12cmを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。</p>

※クマの捕獲を目的とする場合は、原則として、はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たつての条件の考え方

期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量及び見回りなどについて付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

- ① 鳥獣の生息数及び分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村にお

ける鳥獣の保護管理の実施体制の整備等を勘案し、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に移譲され、円滑に制度の運営が図られるよう努める。

- ② 捕獲許可に係る権限を市町村長に移譲する場合は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）、法施行規則（以下「規則」という。）等及び鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び都道府県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言する。
- ③ 捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図るなどにより制度の合理的運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

#### （6）捕獲実施に当たっての留意事項

- ① 捕獲等又は採取等の実施に当たっては実施者に対し錯誤捕獲や事故防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせることとする。
- ② クマの錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、クマが脱出可能な脱出口を設けたはこわなや囲いわななど、わなの形状や餌付け方法などを工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。また、クマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるよう放獣体制等の整備に努めるものとする。
- ③ 許可を受けた者が使用する捕獲用具（銃器を除く。）には、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を掲載した標識の装着を行わせるものとする。

#### （7）捕獲物又は採取物の処理等

- ① 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。さらに捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導する。なお、クマについては頭蓋骨等を回収し、個体群動向の把握に努める。
- ② クマを捕獲し、これを製品化する場合には、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にする。
- ③ 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。
- ④ 錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用ができないこと、狩猟鳥獣以外にあっては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努める。

#### （8）捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認められる場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種別、性別、

捕獲物又は採取物等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させるなどして協力を要請する。

### 3 学術研究を目的とする場合

#### (1) 学術研究

次によるものとし、詳細は富山県鳥獣捕獲許可等取扱要領（以下「県要領」という。）による。（第12表）

捕獲等又は採取等の目的	学術研究 (環境影響評価調査、被害防除対策事業等の個体追跡のための捕獲を含む)	標識調査 (環境省の足環を装着する場合)
許可基準	許可対象者	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらから依頼を受けた者
	鳥獣の種類・員数	必要最小限の種類又は数。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数とする。
	捕獲等又は採取等の期間	1年以内
	捕獲等又は採取等の区域	必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域* (特定猟具を使用する場合)、特定猟具使用制限区域** 及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要がある場合はこの限りでない。
	捕獲等又は採取等の方法	次の条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこのかぎりではない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法でないこと。</li> <li>殺傷又は殺傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。</li> </ul>

	留意事項	<p>原則として、次に掲げる条件に適合するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個体識別のため、指切り、ノーズタックの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。</li> <li>・ 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。</li> <li>・ 電波発信機を装着する場合は、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報の公開に努めること。</li> </ul>	
	備考		

※原則として、医学実験用に係る捕獲等又は採取等の許可は認めない。

\* 特定猟具使用禁止区域 \*\*特定猟具使用制限区域 … 第五参照

#### 4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

##### (1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

###### ア 検討会の開催

野生鳥獣による農作物等の被害の実態は、近年、野生鳥獣の生息環境や人間の生活様式の変化に伴い多様化している。そのため、狩猟を含む個体数管理を実施しながらも被害が軽減しない鳥獣について、その被害の発生状況を予測し、有害鳥獣捕獲に対する適切な対応と被害の防除方法を確立するため、その生息実態や被害状況を把握し、学識経験者等から組織される検討会を開催し、この検討結果に基づき、関係者を指導する。

###### イ 地元情報等の収集・活用

被害発生・防止等に的確に対応するために、地元の情報等を積極的に収集・活用していく。また、関係機関による情報の連絡体制を確立するとともに、連絡協議会等の設置を検討する。

###### ウ 被害防除対策等の推進

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備や未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努める。

県民に対しては、人が排出する生ゴミ等が、鳥獣による被害拡大につながらないように、生ゴミ等の適切な処理等について必要な指導を行うように努め、鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係方面への周知徹底を図ることに努める。

##### (2) 鳥獣による被害発生予察表\*の作成

第10次計画期間における捕獲の実績等に基づき、被害を及ぼした鳥獣ごとに被害状況、農林作物の作付状況、淡水魚の放流状況、鳥獣の生息状況等を勘案して作成したものが予察表である。

\*予察表 予察による捕獲（有害鳥獣捕獲のうち、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性

が認められ、被害のおそれのある場合（外来鳥獣等についてはこの限りでない。）に、事前に計画を立てて該当種を一定数捕獲すること）を効果的に行うため、作成するもの。

① 予察表

(第13表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域		
		4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
カラス類	水稲、麦、果樹園	←													→	県下全域
スズメ	水稲、麦	←						→								〃
カルガモ	水稲	←						→								〃
ムクドリ	果樹等			←												果樹栽培地、富山市、射水市
ヒヨドリ	果樹等			←												〃
サギ類	水稲養鯉場淡水魚（アユ、サケ稚魚）	←													→	県下全域各河川
カワウ	淡水魚（アユ、サケ稚魚）	←													→	県下全域各河川
ノウサギ	造林木 広葉樹養苗		→										←			県下山間部、高岡市、南砺市、立山町
イノシシ	水稲、野菜	←													→	県下全域
ハクビシ	野菜、果樹、生活環境	←													→	県下全域

(注) 第10次計画期間中に有害鳥獣捕獲の申請があった地域や県農村振興課「鳥獣による農作物被害状況調査」等を参考として作成

③ 予察表に係る方針等

ア 発生地域、時期等の明確化

予察表においては、被害発生のある地域ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害等の発生地域、時期等を明らかにする。

イ 各種情報システムの活用

予察表に係る被害等の発生状況については、定期的に点検を行い、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど適切に処理する。今後も捕獲実態の把握に努め、予察表の見直しに努めるものとする。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

① 方針

ア 生活環境に被害を及ぼすおそれのある鳥獣

平成16年度、18年度及び22年度においてクマの大量出没があったが、今後も人里への出没が予想される。人身被害の発生が懸念されている。

イ 農林水産業に被害を及ぼす鳥獣

イノシシ、ニホンザル（以下「サル」という。）、カラス類、カワウなどは農林水産業に被害を与える可能性が高く、生態系にも影響を及ぼすおそれがある。中でもイノシシによる農作物被害が急増している。

ウ 科学的知見に基づいた個体数管理

鳥獣の捕獲等又は採取等に当たっては、科学的知見に基づいた個体数管理が可能となるよう、鳥獣の被害状況把握や生息実態調査の結果等を踏まえて、慎重かつ計画的に対応する。また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的・効果的な被害防止対策の検討を行い、鳥獣の適正管理に努めるものとする。

エ 生息地の改善・再生の検討

荒廃・改変する鳥獣の生息地の改善・再生について、関係機関と連携しながら検討を図っていく。

② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画 (第14表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
カラス類	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度	① 被害実態の把握 ② 被害防止対策・捕獲方法等の検討 ③ 市町村関係者の指導	
サル		① 特定計画に基づき、市町村等との連携により、被害防除、生息環境管理、個体群管理等を総合的に実施 ② 生息状況、生息環境や被害の発生状況について、定期的にモニタリングを行い、その結果を富山県野生動物保護管理検討委員会で検討し、必要に応じて、特定計画にフィードバックしていく。	
クマ		① 特定計画に基づき、市町村等との連携により、被害防除、生息環境管理、個体群管理等を総合的に実施 ② 生息状況、生息環境や被害の発生状況について、定期的にモニタリングを行い、その結果を富山県野生動物保護管理検討委員会で検討し、必要に応じて、特定計画にフィードバックしていく。	
カワウ		① 生息数調査、生態調査等を総合的に実施 ② 被害防止方法の確立及び市町村関係者の指導	
イノシシ		① 生息数調査、生態調査等を総合的に実施 ② 被害防止方法の確立及び市町村関係者の指導	特定計画の策定の検討
その他の鳥獣		① 必要に応じて防除方法について調査等を実施 ② 必要に応じて個体数管理のための体制整備を検討	

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

①方針

ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害等」という。）の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として被害防除対策等によっても被害等が

防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、有害鳥獣捕獲許可は例外的に認めるものである以上、その目的を達成するために必要最小限にとどめるものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備や未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ドバト、ウソ、サル以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であることから、これらの鳥獣についての捕獲等又は採取等の許可は、特に慎重に取り扱うものとする。

また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系に係る被害等の防止を図る場合にあっては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

イ 有害鳥獣の捕獲等又は採取等にあっては、科学的知見に基づいた個体数管理が可能となるよう、鳥獣の被害状況把握や生息実態調査の結果等を踏まえて、慎重かつ計画的に対応する。

カラス類については、全県的に被害等の発生状況の把握や生息実態調査を行い、効果的な被害防止対策や捕獲方法を検討・実施する。

ウ 生息数が少ないなど保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲又は採取等の許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的に捕獲等又は採取等が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲・採取数等を調整するなど適正な捕獲等又は採取等が行われるよう計画的に行うものとする。

クマの個体数管理については、「ツキノワグマ保護管理計画」に基づき、ゾーニングごとの基準を定めることとする。

エ 事務手続については、県要領及び市町村が定める要領等に基づいて実施する。

なお、権限許可を市町村に移譲している鳥獣の捕獲については、個別に実施する捕獲の結果が行政区域を越えて生息する鳥獣に対して過度の影響を及ぼすことがないよう適切に取り扱うものとする。

## ② 許可権限の市町村長への委譲に関する方針

ア 移譲事務は、当該種の生息数及び分布並びに被害状況等を踏まえた広域的な見地から判断するものとする。

市町村においては、法、規則、第11次計画に従って適切に事務が遂行される体制を整備するとともに、知事に対して許可事務の執行状況報告を行うものとする。

イ 法第9条の規定に基づく有害鳥獣捕獲許可に関する事務については、富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づくものとする。

## ③ 鳥獣の捕獲等又は採取等に当たっての留意事項

ア 有害鳥獣捕獲に伴う事故を防止するため、県職員（鳥獣保護員含む）及び市町村職員が現地指導に当たり、地域住民等に対して周知徹底を図るとともに、必要に応じて安全確保のための人員配置を行うなど、万全の措置を図るものとする。

イ 捕獲等又は採取等を実施する者（有害鳥獣捕獲許可を受けた者又はその従事者。以下「捕獲実施者」という。）は、許可証又は従事者証を携帯するとともに、捕獲実施者であることを示す腕章等を装着するものとする。

ウ 指定猟法（鉛製散弾）禁止区域においては、有害鳥獣捕獲許可にあたって鉛製散弾の使用をさせないようにする。

④ 捕獲物又は採取物の処理等

ア 捕獲物又は採取物の処理方法については、申請の際にこれらを明らかにするものとする。

また、捕獲物又は採取物は、捕獲等又は採取等の目的に照らして適正に処理し、野生鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合には努めてこれを利用するよう指導する。

また、原則として、医学実験用に利用しないよう指導する。

イ 捕獲等又は採取等された個体については必要に応じて回収を行い、食性、年齢構成、地域個体群の動態把握に活用する。

ウ 捕獲地点、日時、種名、捕獲物又は採取物の処置等の報告は、許可証の返納時に許可証に記載し報告することを徹底し、必要に応じて写真又はサンプルを提出させる。

エ 捕獲物又は採取物は、資源として利用できるものとする。

⑤ 許可基準

次によるものとし、詳細は県要領による。

(第15表)

捕獲等又は採取等の目的	有害鳥獣捕獲
許可基準	<p>許可対象者</p> <p>1 許可対象者は、原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者であって、かつ、市町村が編成する有害鳥獣捕獲隊員（以下「捕獲隊員」という。）、個人（捕獲隊員を除く。以下同じ。）又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>ただし、個人への許可は、クマ、イノシシ、シカ等の大型獣類及びサル以外の鳥獣を、銃器以外の方法で捕獲等又は採取等する場合に限る。</p> <p>2 捕獲実施者は、原則として、銃器（装薬銃）を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）であって、3年以上の狩猟経験を有する者とし、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められるときを除き、次に掲げるときは、許可することができるものとする。</p> <p>ア 住宅等の敷地内における被害を防止する目的で、住宅等の建物内及び垣、さくその他これに類するもので囲われた住宅等の敷地内において小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合</p> <p>イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、シカ、その他の鳥獣を捕獲する場合</p> <p>3 捕獲実施者の数は必要最小限とする。</p> <p>4 法人に対する許可に当たっては、従事者には、原則として2に定める者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものと</p>

	<p>する。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。</p> <p>5 法人に対しては、指導監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう指導する。</p>
鳥獣の種類・員数	<p>1 対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし、特定鳥獣については、「個体数調整の目的」の捕獲とし、緊急時のやむを得ない場合のみ、有害鳥獣捕獲の対象とすることができる。</p> <p>2 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、次のいずれかに該当する場合に対象とする。  ア 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合  イ 建築物の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できないとき</p> <p>3 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）とする。  ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、1～3は適用しない。</p>
捕獲等又は採取等の期間	<p>1 鳥獣を捕獲するのに最も効果的な時期で、必要最小限の期間であること。ただし、原則として2か月を超えないものとする。</p> <p>2 捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は、避けるよう考慮する。</p> <p>3 狩猟期間中及びその前後15日間は、一般狩猟と誤認されるおそれがあることから、当該期間における捕獲の必要性が十分に説明できるものであること。</p>
捕獲等又は採取等の区域	<p>1 被害の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地域等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。</p> <p>2 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施するなど、これが効果的に実施されるよう市町村に助言する。また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生する場合には、関係都道府県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲をするなど、都道府県間の連携を図るものとする。</p> <p>3 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮する。</p> <p>4 慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、個体数調整の推進を図るものとする。さらに、特例休猟区制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討する。</p>
捕獲等又は採取等の方法	<p>1 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合にはこの限りではない。</p> <p>2 指定猟法（鉛製散弾）禁止区域にあつては、禁止された鉛製散弾は使用しない。</p> <p>3 猛禽類の鉛中毒防止のため、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しない。</p>

	4 有害捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果的に被害等の発生の原因を生じさせないように指導する。
留意事項	
備考	

鳥獣の種類別許可基準

(第16表)

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	備考		
		方法	区域	時期	日数	1人当り 駆除羽 (頭)数	許可対象 者	留意事項				
知事	クマ	銃器はこわな手捕り	第15表のとおり	第15表のとおり	第15表のとおり	1頭	第15表のとおり	原則、1地区につき1頭	人畜被害 養蜂、果樹、 造林木等			
	カワウ	銃器				20羽					淡水魚 (アユ、サケなど)	
市町村長	ムクドリ	〃				100羽					果樹、野菜	
	ヒヨドリ	〃				20羽					〃	
	カラス類	銃器わな				20羽					捕獲おりを使用する場合、1許可につき1000羽、最大6か月を超えないものとする。	水稻、麦、 果樹、野菜、 豆類
	スズメ	銃器網				100羽					網を使用する場合3000羽	水稻、麦
	ドバト	銃器わな				100羽						豆類、麦 糞汚染 鶏舎等
	ノウサギ	〃	20頭		造林木 広葉樹苗							
知事 又は 市町村長	その他の鳥獣	—			必要 最小限			農林作物等				
知事	鳥類の卵の採取等	—			必要 最小限			建築物等の 汚染等				

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

① 方針

ア 捕獲等又は採取等の実施体制

捕獲等又は採取等を適正、迅速かつ円滑に実施するためには、要請に即応できる捕獲・採取体制の整備が必要である。このため、捕獲等又は採取等は鳥獣の種類及び被害の態様により市町村長が選任した捕獲隊員の中から、その都度捕獲隊を編成する。

② 指導事項の概要

ア 捕獲隊編成の時期及び地域

捕獲隊の編成は、年度ごとに、各市町村において行うものとする。

イ 編成の要領及び指導事項

(ア) 捕獲隊は、市町村長の選任による捕獲隊員で組織する。

また、捕獲隊員は原則として被害市町村に住所を有し、必要に応じて随時捕獲等又は採取等に従事できる者とする。捕獲隊員は捕獲等又は採取等の技術向上に努めるものとする。

(イ) 隊には隊長を置き、その指導のもと隊編成による捕獲等又は採取等を実施する。また、捕獲等又は採取等の効果を高めるため数名ごとに班長を置く。

(ウ) 捕獲等又は採取等の実施にあたっては、事故防止について万全の対策を講じる。

(エ) 隊長は、被害地の市町村、農林振興センター及び鳥獣保護員と密接な連絡をとり、被害状況を把握し、効果的な捕獲等又は採取等を行うよう努めるとともに、関係者と協力し、適正な捕獲等又は採取等がなされるよう捕獲隊員を指導する。

5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

(1) 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合の許可基準の設定

① 方針

ア 特定鳥獣保護管理計画に基づき、慎重かつ計画的に実施する。

イ 事務手続については、県要領及び市町村が定める要領等に基づいて実施する。

なお、権限許可を市町村に移譲している鳥獣の捕獲については、個別に実施する捕獲の結果が行政区域を越えて生息する鳥獣に対して過度の影響を及ぼすことがないよう適切に取り扱うものとする。

② 許可権限の市町村長への移譲に関する方針

ア 移譲事務は、当該種の生息数及び分布並びに被害状況等を踏まえた広域的な見地から判断するものとする。

市町村においては、法、規則、第10次計画に従って適切に事務が遂行される体制を整備するとともに、知事に対して許可事務の執行状況報告を行うものとする。

イ 法第9条の規定に基づく特定計画に基づく数の調整を目的とする場合の鳥獣捕獲許可に関する事務については、富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づくものとする。

③ 鳥獣の捕獲等又は採取等にあたっての留意事項

4 (4) ③のアからウに準ずる。

④ 捕獲物又は採取物の処理等

4 (4) ④のアからウに準ずる。

⑤ 許可基準

次によるものとし、詳細は県要領による。

(第17表)

捕獲等又は採取等の目的		特定計画に基づく数の調整
許可基準	許可対象者	1 許可対象者は、捕獲隊員又は法人とする。 2 捕獲実施者は、原則として、銃器（装薬銃）を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）であって、3年以上の狩猟経験を有するものとし、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。 3 捕獲実施者の数は必要最小限とする。

	<p>4 法人に対する許可に当たっては、従事者には、原則として2に定める者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、当該法人の従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。</p> <p>5 法人に対しては、指導監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう指導する。</p>
鳥獣の種類・員数	捕獲等又は採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭、個)
捕獲等又は採取等の期間	<p>1 特定計画を達成するために必要かつ適切な期間とする。</p> <p>2 捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は、避けるよう考慮する。</p> <p>3 狩猟期間中及びその前後15日間は、一般狩猟と誤認されるおそれがあることから、当該期間における捕獲の必要性が十分に説明できるものであること。</p>
捕獲等又は採取等の区域	特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域
捕獲等又は採取等の方法	<p>1 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合についてはこの限りではない。</p> <p>2 指定猟法(鉛製散弾)禁止区域にあつては、禁止された鉛製散弾は使用しない。</p> <p>3 猛禽類の鉛中毒防止のため、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しない。</p>
留意事項	
備考	

(2) 特定計画に基づく数の調整を目的とする捕獲の適正化のための体制の整備等捕獲の実施体制については、有害鳥獣捕獲の場合に準ずるものとする。

## 6 その他特別の事由の場合

次によるものとし、詳細は県要領による。

(第18表)

捕獲等又は採取等の目的	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	傷病により保護を要する鳥獣の保護	博物館、動物園その他これに類する施設における展示
許可権者	知事及び環境大臣		
許可基準	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先機関の職員を含む)、鳥獣保護員	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当者(出先機関の職員を含む)、鳥獣保護員、その他特に必要と認めるもの	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者

鳥獣の種類 員数	必要と認められる種類 (鳥類の卵を含む) 及び 員数	必要と認められる種類 及び員数	必要最小限
捕獲等又は 採取等の 期間	1年以内		6か月以内
捕獲等又は 採取等の 区域	県職員及び鳥獣保護員 にあつては県内一円、市 町村職員にあつては管 内一円	県内一円	原則として、規則7条第 1項第7号イからチに 掲げる区域は除く。た だし、特に必要がある 場合はこの限りでは ない。
捕獲等又は 採取等の 方法	法第12条で禁止されている猟具・猟法でないこと。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。		
留意事項		鳥獣保護員は、県の指示により捕獲するものとする。	
備考			

捕獲等又は 採取等の目的	愛玩のための飼養	養殖している鳥類の 過度の近親交配の禁 止	前各号に掲げるもの のほか鳥獣の保護、そ の他公益に資する場 合
許可権者	愛玩飼養に係る捕獲 等又は採取等の許可 は認めない。	知事及び環境大臣	
許可 基準	許可対象者	鳥類の養殖を行っている 者又はこれらの者から依 頼された者	捕獲等又は採取等の目的 に応じて個々のケースご とに判断する。
	鳥獣の種類 員数	人工養殖が可能と認めら れる種類で必要最小限	
	捕獲等又は 採取等の期間	6か月以内	
	捕獲等又は 採取等の区域	原則として、法第11条の 区域は除く。ただし、特 に必要があると認められ る場合はこのかぎりでは ない。	
	捕獲等又は 採取等の方法	網、わな、手捕り	
	留意事項		
	備考		

## 7 鳥類の飼養の適正化

### (1) 方針

鳥獣の飼養登録権限については、市町村長に事務移譲しているが、市町村に対しては、鳥獣保護員による巡回、広報紙、パンフレット、講習会等を利用して、広く県民に対し、鳥獣の飼養登録制度の周知徹底を図るように指導を行うものとする。

### (2) 飼養適正化のための指導内容

市町村への指導に当たっては、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう配慮するものとする。

ア 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着登録証（足環）を照合・確認したうえで行うこと。

イ 長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認すること。

ウ 装着登録証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。

エ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。

## 8 販売禁止鳥獣等

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①、②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急激な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

\*規則23条 … ・人工増殖した鳥獣でない場合 鑑賞等

・人工増殖した鳥獣である場合 鑑賞、放鳥、はく製、食用、羽毛の加工

## 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区等に関する事項

### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

#### (1) 方針

① 現在までに指定した区域の特性、指定効果及び市街地の拡大等の傾向

現在までに指定を行った区域（銃猟）は60箇所36,773haであり、主に、市街地を中心に空港、病院及び学校周辺を指定対象としてきた。これにより、ここ数年の狩猟事故は発生しておらず、指定効果は高いものと考えられる。

近年の市街地の拡大や野外レクリエーションの活発化に伴い、銃猟による危険を防止することが重要である。

② 銃猟に伴う危険を予防するための区域の設定方針

原則として、第11次計画期間内に特定猟具使用禁止区域の期間が満了する区域については、再指定を行うものとする。

また、住民、狩猟者等の意見を聞いたうえで、市街地周辺、住居集合地、公園等、その必要性がある地域について指定を行う。

- ③ わな猟に伴う危険を予防するための区域の設定方針  
農作物被害対策として県民のわな猟免許取得の推進等を勘案し、第11次計画期間中は指定の予定はないが、県民の安心・安全の観点から設定の必要が生じた場合は、区域等について十分検討したうえで指定を行う。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画 (第19表)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳 (第20表)

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

- ① 銃猟に伴う危険を予防するための区域の設定方針  
本県での銃器に係る特定猟具使用制限区域は、中番特定猟具使用制限区域の1か所で、指定面積は290haである。同区域は平成24年に指定期間が満了するが、狩猟者の減少、狩猟鳥獣の生息状況より、入猟者を制限して安全を確保する意義が薄れているので、再指定は行わないものとする。  
その他の地域については、狩猟者の入猟密度や狩猟鳥獣の生息状況等を十分検討のうえ必要に応じ指定するものとする。
- ② わな猟に伴う危険を予防するための区域の設定方針  
県民の安心・安全の観点から必要が生じた地域について狩猟者の入猟密度や狩猟鳥獣の生息状況等を勘案し、区域等について十分検討した上で設定を行う。
- ③ 指定に当たっての留意事項  
新規指定や拡大に当たっては、事前調査による必要性の確認、利害関係者等の意見調整を図って実施する。

(2) 特定猟具使用制限区域指定計画 (第21表)

(3) 特定猟具使用制限区域指定内訳 (第22表)

特定猟具使用禁止区域指定計画

(第19表)

区分		既指定特定 猟具禁止区域 (A)		本計画期間に指定する特定猟具禁止区域					
				24年度	25	26	27	28	計(B)
銃猟に伴う危険を 予防するための区 域	箇所	60	箇所						
	面積(ha)	36,773	変動面積 (ha)						
わな猟に伴う危険 を予防するための 区域	箇所	0	箇所						
	面積(ha)	0	変動面積 (ha)						

本計画期間に区域拡大する特定猟具禁止区域						本計画期間に区域減少する特定猟具禁止区域					
24年度	25	26	27	28	計(C)	24年度	25	26	27	28	計(D)

本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する 特定猟具禁止区域						計画期間中 の増△減*	計画終了時の 特定猟具禁止区 域**
24年度	25	26	27	28	計(E)		
							60
							36,773
					0	0	0
					0	0	0

\*箇所数については、(B)-(E) 面積については(B)+(C)-(D)-(E)

\*\*箇所数については、(A)+(B)-(E) 面積については(A)+(B)+(C)-(D)-(E)

特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第20表)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域 指定所在所在地	特定猟具禁止区域名 称	指定面積	指定期間	備考
平成24年度	高岡市、砺波市、小矢部市	小矢部川	2,106	H24.11.15～H34.11.14	再指定
	富山市、滑川市	富山	8,533		
	南砺市	北山田	100		
	高岡市	とやま・ふくおか家族旅行村	167		
	富山市	神通川	141		
計	5箇所		11,047		
平成26年度	富山市	水橋	19	H26.11.15～H36.11.14	再指定
計	1箇所		19		
平成27年度	南砺市	福光	100	H27.11.15～H37.11.14	再指定
	富山市	婦中町自然公園	24		
	富山市	下熊野	744		
計	3箇所		868		
平成28年度	富山市	呉羽	828	H28.11.15～H38.11.14	再指定
	高岡市	雨晴	106		
	高岡市	東五位・立野	115		
計	3箇所		1,049		
合計	12箇所		12,983		

特定猟具使用制限区域指定計画

(第21表)

区分	既指定特定猟具 使用制限区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具制限区域						
			24年度	25	26	27	28	計(B)	
銃猟に伴う危険を 予防するための区 域	箇所	1	箇所						
	面積(ha)	290	変動面積 (ha)						
わな猟に伴う危険 を予防するための 区域	箇所	0	箇所						
	面積(ha)	0	面積(ha)						

本計画期間に区域拡大する特定猟具制限区域						本計画期間に区域減少する特定猟具制限区域					
24年度	25	26	27	28	計(C)	24年度	25	26	27	28	計(D)

本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する 特定猟具制限区域						計画期間中 の増△減*	計画終了時の 特定猟具制限 区域**
24年度	25	26	27	28	計(E)		
1						△ 1	0
290						△ 290	0
							0
							0

\*箇所数については、(B)-(E) 面積については(B)+(C)-(D)-(E)

\*\*箇所数については、(A)+(B)-(E) 面積については(A)+(B)+(C)-(D)-(E)

特定猟具使用制限区域指定内訳

(第22表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具制限区域 指定所在所在地	特定猟具制限 区域名称	指定面 積 (ha)	指定期間	備考
平成21年度	富山市(富山市、大山町) 立山町	中番(銃猟)	290	H21.11.15 ~ H24.11.14	期間満了
計			290		
合計	1箇所		290		

### 3 猟区\*設定のための指導

多雪地の本県では、維持管理及び運営上の問題もあり猟区の設定はしないものとしてきたが、狩猟後継者育成の観点から、設定の可能性やその他の方法について研究する。

\*猟区：入猟者数・入猟日・捕獲対象鳥獣の種類・捕獲数などについて管理者が独自の管理をすることができる有料の猟場

### 4 指定猟法禁止区域

#### (1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のため必要な区域であって国が定める区域以外の区域の指定を進めるものとする。

#### (2) 指定計画

##### ①全体計画

(第23表)

年 度	指定猟法の種類	箇所数	面 積	備 考
平成 24 年度～平成 28 年度	鉛製散弾	1	1 1 8 ha	

##### ②個別計画

(第24表)

年 度	指定猟法の種類	区域名称	面 積	存続期間	備考
平成 17 年度	鉛製散弾	神通川下流 指定猟法禁止区域	1 1 8 ha	平成 17 年 4 月 1 日～ (期間定めず)	(既設)

## 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

### 1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

(1) 計画は、対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえるとともに、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ保護管理の目標を設定していく。これに基づいて、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の手段を多様な事業主体の協力を得て、総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、もって、地域個体群の長期にわたる安定的な保護繁殖を図りながら、農林水産業、生活環境及び生態系に係る被害を防止し、人と野生鳥獣との共生に資することを目的として策定するものとする。

#### (2) 対象鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農業被害等が発生し、人とのあつれきが深刻化している鳥獣であり、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護繁殖を図る必要があると認められるものとし、第 11 次計画期間中においてはイノシシについて検討する。

#### (3) 計画の期間

計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として鳥獣保護事業計画期間内の 3～5 年間で設定するものとする。

また、計画の有効期間内であっても、計画の前提条件となる鳥獣の生息状況等に大

きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

(4) 対象地域

計画の対象地域は、原則として当該地域個体群が分布するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定するものとする。

(5) 関係都道府県との連携に関する方針

都道府県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護管理を関係地方公共団体が連携して行う場合は、関係都道府県と協議を行うとともに、保護管理事業の一端を担うことになる計画対象地域に係る市町村と協議する。

(第25表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成15年度	地域個体群を長期にわたり安定的に維持しながら、農林業被害を軽減し、人とニホンザルとの共存を図る。	サル	平成24年度～平成28年度	富山市、魚津市、滑川市、黒部市、上市町、立山町、入善町、朝日町	平成23年度改定
平成22年度	人身被害の防止と農林業被害の軽減並びに地域個体群の安定的な維持を図り、人とツキノワグマとの緊張感のある共存関係を構築する。	クマ	平成24年度～平成28年度	県内全域	平成23年度改定

2 実施計画の作成に関する方針

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、必要に応じて特定計画の対象地域をさらに区分した地域において、年度別に適切な保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努める。作成した場合はこれを公表するよう努める。

また、関係市町村が捕獲許可を実施計画に基づき実施する場合、特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また、捕獲上限数が超過しないように必要な指示を行う。

(第26表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
特定計画実施期間の年度毎に作成	特定計画の効果的な目標達成	サル	1年間	市町毎に作成	

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

ア 各種調査

富山県に生息する鳥獣の現況を把握し、適正な保護管理を進めるため、既存資料の整理を図るとともに、鳥獣保護対策調査、狩猟対策調査、有害鳥獣対策調査の各種調

査を行う。

イ 調査研究体制の整備

この調査を円滑に実施するため、鳥獣保護センター、研究機関、各種団体、研究者等及び近隣都道府県と連携しながら、調査研究体制を整備する。

ウ 各種情報システムの活用

狩猟及び有害鳥獣捕獲で報告された捕獲情報と、「野生鳥獣情報システム（WIS）」を活用し、生息分布情報の把握に努める。

## 2 鳥獣保護対策調査

### (1) 方針

鳥獣の生息環境の把握及び保護管理を進める上での資料とするため、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等の鳥獣保護対策調査の実施に努めるものとする。このため、次のような調査をする。

- ① 県鳥であるライチョウ保護のために、昭和47年度から実施してきた各種調査を継続するとともに、今後の調査方法や保護対策の確立を図る。
- ② ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査は、昭和44年度から全国一斉に実施しているもので、水鳥の生息環境を把握するための調査として、今後も継続する。
- ③ 絶滅のおそれのある猛禽類の保護のため、平成7～8年度にはクマタカの生息調査、平成10年度からはモニタリングシステムを設置して、イヌワシの生態調査を行っている。平成11年度には「富山県イヌワシ保護指針」を作成して、イヌワシの営巣地周辺での各種開発行為との調整や営巣環境の改善を図っており、さらに、調査で得られた貴重な映像は、イヌワシの生態解明や環境教育に役立てている。今後もモニタリングシステムによる生態調査を継続する。
- ④ 越冬地である富山県と繁殖地であるロシア極東地域の国境を越えた長距離の移動を行う渡り鳥及びその生息地の保全を図るため、関係国や関係団体等と連携し、国際的取組みに協力する。

### (2) 希少鳥獣等保護調査

ライチョウやイヌワシの分布、生息数、生息環境、生態等を調査する。  
これらの調査計画は、下表のとおりである。

(第27表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ライチョウ	平成24年度	ライチョウの保護を目的とし、生息数及び生息環境、生態の各調査や病理検査、標識調査等を実施する。	立山 (室堂平周辺)	4月～ 3月
イヌワシ	～ 平成28年度	イヌワシの生息環境の保護と各種開発行為との調整を図ることを目的とし、モニタリングシステムによる調査を実施する。 また、文献及び現地調査も実施する。	南砺市 (旧上平村)	4月～ 3月

### (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

この調査は、ガン、カモ、ハクチョウ類の越冬状況を明らかにし、水鳥保護や狩猟施策に必要な資料とするため、生息数を中心とした調査を行うものとする。調査は、環境省の実施要領に基づき実施する。

昭和 44 年度から毎年 1 月中旬に全国一斉に行っているもので、調査員にはこれらの水鳥の野外判別に堪能な鳥獣保護員、野鳥観察指導員等の鳥類専門家があたる。

ハクチョウについては、継続して保護活動を行っている小学校があり、これらの学校等の協力を得て調査を実施する。

(第 28 表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県下全域	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度	① 過去の調査結果、鳥類保護団体等からの情報に基づき、原則として、ガン、カモ、ハクチョウ類の渡来地について、その分布や生息環境の把握、保護対策検討のための調査が必要な箇所を把握する。 ② 上記の渡来地の中から、調査可能な箇所を選定した上で、調査員を配置して、種ごとの個体数を把握する。	

#### (4) 国際的取組みの推進

富山県に生息する渡り鳥については、その生息状況に不明な点が多いことや渡りのルート上に位置する国での生息環境が悪化している可能性があることから、国際的な協力により調査を行う団体及びその活動を支援する。

#### (5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定予定箇所における鳥獣の生息状況や生息環境の動向等を把握するため、指定予定地と隣接する可猟地域に設けた調査地において、比較して調査を行うものとする。

また、既指定の鳥獣保護区等の管理や設定効果に参考となる生息状況調査、生息環境調査等を必要に応じ実施する。

### 3 狩猟対策調査

#### (1) 方針

本県では、狩猟の適正化を図るため、これまでクマやキツネなどの狩猟鳥獣生息調査、キジなどの放鳥効果測定調査等を実施してきたが、今後も適正な狩猟鳥獣の管理や狩猟対策を講じるため、調査を実施する。

近年の暖冬傾向で、本県でも生息が確認されるようになったイノシシとシカの生息状況等についても、関係機関と連携して調査する。

#### (2) 狩猟実態調査

本調査は、主な狩猟鳥獣の生息状況を把握するため、主として狩猟者が捕獲情報を記載した狩猟者登録証を提出することにより、そのデータを基に狩猟鳥獣生息分布図を作成する。

対象鳥獣の調査計画については、下表のとおりである。

(第 29 表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度	狩猟者の捕獲情報等をもとに、分布図を作成する。	

### (3) 放鳥効果測定調査

県では、狩猟行政の充実を図るため、昭和 37 年からキジとヤマドリの放鳥を行い（ヤマドリについては、平成 9 年～10 年度のみ実施）、昭和 43 年度からは足環を装着して追跡調査を実施してきた。

第 11 次計画においても継続的に調査を実施して、放鳥効果を測定する。キジを対象とした調査計画については、下表のとおりである。

(第 30 表)

対象種類	調査年度	放鳥数	標 識		調査方法	備 考
			標識の種類	装着数		
キジ	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度	キジ 1,000 羽 (各年度)	足環	500 個 (各年度)	月齢 4 か月の雄キジに番号を刻印した足環を装着し、放鳥する。回収時の情報により定着割合、生息年齢、移動距離、食性、天敵の生息状況等を明らかにする。	県猟友会に委託

## 4 有害鳥獣対策調査

### (1) 方針

継続的に農林水産業等に被害を及ぼす各種鳥獣の生態、食性及び被害状況の把握のための調査を進め、適正な許可基準の設定や関係各機関と連携した防除の確立を目指すものとする。

### (2) 調査の概要

(第 31 表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
カラス類	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度	生息数、生息分布、被害発生状況等について、各関係機関等に対するアンケート及び現地調査を実施する。	
カワウ		カワウの繁殖実態及び生息数の把握を目的とし、漁業関係者からの聞き取り及び現地調査を実施する。	
サル		保護管理計画に基づき、生息数、生息分布、行動状況等について現地調査を実施する。	
クマ		保護管理計画に基づき、生息数、行動域等について現地調査を実施する。	
イノシシ		生息分布、被害発生状況等について、各関係機関等に対するアンケート及び現地調査を実施する。	
シカ		生息状況を把握するため、有害捕獲の従事日数、捕獲数などの情報を収集する。	
その他		生息数、生息分布、被害発生状況等について、各関係機関等に対するアンケート及び現地調査を実施する。	

## 第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1) 方針

##### ア 担当職員の職務

鳥獣行政担当職員は、鳥獣保護区等の管理、鳥獣保護員の指導監督、司法警察員業務、狩猟免許業務、有害鳥獣捕獲の指導、放鳥事業の指導、ライチョウ保護対策、鳥獣保護センターの指導、保護団体及び狩猟団体の育成、各種調査の実施及び整理等の事務を行っている。これらの事務を迅速、的確に処理するために、国等が開催する研修会等に参加して最新の知識・情報の収集に努めるとともに、関係機関との連絡体制を密にして、鳥獣行政の円滑な執行に留意するものとする。

##### イ 研修の実施

行政事務の執行効果を高めるため、鳥獣行政担当職員（市町村を含む）を対象に適宜研修を行い、専門的知識の習得、情報の共有等に努めるものとする。

#### (2) 設置状況

(第32表)

区 分	現 況			備 考
	専任	兼任	計	
(本 庁) 生活環境文化部自然保護課	5	2	7	鳥獣の保護指導及び狩猟取締り、調査研究、鳥獣保護区の指定管理等に関すること。 鳥獣の救護に関すること。
(出 先) 農林振興センター		各2	8	所長権限に属する有害鳥獣捕獲、市町村との連絡調整及び鳥獣救護に関すること。 鳥獣保護指導、狩猟取締り及び狩猟者登録事務に関すること。
合計	5	10	15	

#### (3) 研修計画

鳥獣行政事務の執行効果を高めるため、担当職員は自己研鑽に努めるほか、出先の担当職員も対象にした次の研修会に参加し、専門的知識の向上を図るものとする。

(第33表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物研修	国	夏秋	4回	全県	各1人	鳥獣行政に関する識見の向上、業務遂行に必要な専門知識の習得	
市町村担当者会議	県	4月	1回	県内	40人	鳥獣関係法令に関する研修 県・市町村職員	
鳥獣行政担当者実務研修会	県	春	1回	県内	40人	クマの被害防止、放獣に対する研修 県・市町村職員・民間	

### 2 鳥獣保護員

#### (1) 方針

##### ① 適任者の選任

鳥獣保護事業計画の実施に関する事務を補助するため、平成23年度末で鳥獣保護員51名を委嘱している。委嘱にあたっては、男女を問わず幅広く適任者を選任していく。

② 配置の考え方

鳥獣保護員の配置については、鳥獣保護区の指定数、狩猟者登録数、鳥獣の捕獲実施状況、違反取締り状況、保護思想の普及活動等の現況を勘案して計画する。

(2) 設置計画 (第34表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年度計画						
	人員 (B)	充足率 (B/A)	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	計(C)	充足率 (C/A)
人	人	%	人	人	人	人	人	人	%
51	51	100	51	51	51	51	51	51	100

(3) 年間活動計画

鳥獣保護員は、富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する規則に基づき、次のとおり鳥獣行政の補助業務を行うものとする。

(第35表)

活動内容	実施時期	備考
鳥獣保護区、休猟区、指定猟法禁止区域等における鳥獣保護施設の管理	4月～翌年3月	
狩猟者登録、鳥獣捕獲許可又は鳥獣飼養登録を受けたものが所持する狩猟者登録証、許可証又は鳥獣飼養登録票等の検査	〃	
捕獲物の検査及び鳥獣保護区、休猟区、指定猟法禁止区域、店舗等の立入検査	〃	
猟場の視察及び狩猟者の指導	11月～翌年2月	
鳥獣が及ぼした被害の評価及びこれに基づく鳥獣の捕獲	4月～翌年3月	
鳥獣についての諸調査	4月～翌年3月	
鳥獣保護思想の普及啓発	〃	
その他鳥獣保護事業の実施に関する事務の補助	〃	

(4) 研修計画 (第36表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員会議	県	春・秋	2回	県内	51人	鳥獣保護、狩猟、鉄砲、火薬関係法令等のほか、鳥獣判別、保護思想の普及啓発のための講義、ビデオ映写会を行う。 取締り、鳥獣保護指導の体験発表会等の機会を作り、研修効果を高める。	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

野生鳥獣と人とが同じ土地に共存していることから、人畜や農林業に被害を与える鳥獣とのあつれきは避けられない状況にある。

これらの地域では野生鳥獣の保護管理の強化が求められており、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発生状況も踏まえた有害鳥獣捕獲や個体数管理の適正かつ効率的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行う、保護管理の担い手となる人材の確保及び育成に努めるものとする。

その一環として、本県では、野生鳥獣などの生態を踏まえて、鳥獣の生息状況の把

握や個体数管理のための捕獲などができる人材の確保及び育成を図り、そのための研修などに努めるものとする。

(2) 研修計画

(第37表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
クマの奥山放獣研修	県	秋	1回	県内	30人	クマの生態、奥山放獣等に関する研修 狩猟者を対象	
サル・イノシシ等対策研修	県	随時	随時	県内	各30人	サル・イノシシ等の生態、被害対策等に関する研修 狩猟者も参加	
わな猟免許フォローアップ研修	県	冬	2回	県内	200人	わな猟の法令、実務に関する研修 わな猟免許所持者を対象	

(3) 狩猟者の確保対策

鳥獣による人身被害や農作物被害等の人と鳥獣とのあつれきに対応するため、狩猟者の有害鳥獣捕獲や個体数調整等における役割は今後も重要である。しかしながら、狩猟者の減少及び高齢化は一段と進んでいる。このため、狩猟入門講座、初心者狩猟講習会等、社団法人富山県猟友会が実施する講習会への助成を行い、狩猟者の確保を図る。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

ア 環境教育の拠点

本県では、昭和59年度に鳥獣保護センターを開設し、傷病鳥獣の救護にあたりるとともに、野化訓練状況の展示、解説による普及を図っている。今後も環境教育の拠点として、鳥獣保護思想の啓発に努めていくものとする。

イ 自然博物館ねいの里との連携

本施設は、自然博物館ねいの里に隣接して設置していることから、年間約15,000人の利用がある。今後ともねいの里と連携を密にしながら鳥獣保護思想の啓発に努めていくものとする。

また、鳥獣保護センターに持ち込まれる傷病鳥獣から得られるデータを蓄積しながら、人為的要因で犠牲となる鳥獣の実態把握に努めていくものとする。

(2) 鳥獣保護センター等の施設計画

(第38表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
富山県鳥獣保護センター	昭和59年度	富山市婦中町住吉	m <sup>2</sup> 112.52 県有地	・鉄筋コンクリート 一部鉄骨金網造 ・平屋建て ・外壁はウツドンガルバン板	(既設) ・救護室：2室 ・飼育室：8室 猛禽類室：2室 水禽類室：2室 一般鳥類室：2室 獣類室：2室 ・野化訓練室	傷病鳥獣救護、鳥獣に関する相談、自然観察会等の開催により、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。	

5 取締役

### (1) 方針

狩猟の適正化を図るため、過去5年間の違反事例について分析し、その結果に基づき、月別及び年度別重点事項を定める。取締りにあたっては、県警察本部、関係警察署と協力し、鳥獣保護員及び安全狩猟指導員（県猟友会が委嘱）を指導して、次のとおり取締りを強化する。

また、緊急出動については、警察と連携をとって対処するものとし、鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備するものとする。

### (2) 年間計画

(第39表)

事 項	実 施 時 期	備 考
違反猟具（かすみ網、わな類）による鳥獣の捕獲	4月～6月、10月～12月	
狩猟期間中の違反及び無登録狩猟	11月～翌年2月	
狩猟期間前後の違法捕獲	10月～11月、2月～3月	
鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域を随時巡視	4月～翌年3月	
有害鳥獣捕獲について、許可以外の鳥獣等の捕獲	〃	
愛玩飼養目的の鳥類の捕獲及び販売	4月～11月	
無登録飼養	4月～7月	
毛皮業者、はく製業者に対する立入検査	11月～翌年2月	
違法捕獲された鳥獣の加工防止のため、料理飲食店、仕出し屋等の立入検査	10月～12月	
かすみ網の販売を取り締まるための立入検査	4月～翌年3月	

## 6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図る。

## 第九 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

### 1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が依然として深刻な状態である一方で、地域的に絶滅のおそれのある鳥獣等も存在している。このため、今後は特定計画による個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策について、適切な目標設定の下で関係主体が連携し、総合的な実施を図ることが必要である。

さらに、特定計画の作成、実施により、適切な鳥獣保護管理を推進していくためには、専門的な知識、技術、経験を有する人材の育成及び確保の必要性が指摘されている。

### 2 狩猟の適正管理

狩猟に係る各種規制区域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場所設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細やかに実施する。

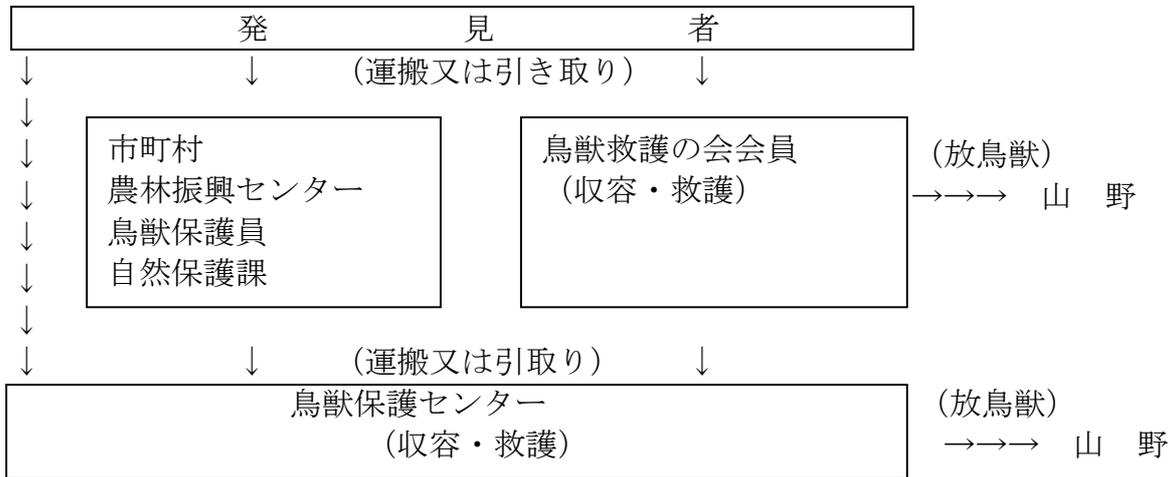
各種制度の運用にあたっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

### 3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 保護体制の現状については、次のフローチャートのとおりとなっている。

#### ①保護体制の現状

人間活動が原因で傷病になった個体以外については、原則として自然の摂理に任せることとする。



#### ② 体制整備

今後とも、鳥獣保護センターを傷病鳥獣の救護施設の中心に位置付け、傷病鳥獣の救護を行うとともに、家畜保健衛生所と連携して、獣医師による人獣感染症の検査にあたる。

また、傷病鳥獣の野生復帰の行事等において、一般のボランティア及びジュニアナチュラリストに協力を求めていく。

(2) 油汚染事件発生時の救護体制の整備方針

緊急時に、環境NGOや救護ボランティアの協力を得られるよう体制を整備する。

油汚染事故に際して、野生生物の保護措置が迅速かつ的確に行われるよう、水鳥救護研修センター（東京都日野市内）で開催される研修に、関係職員を参加させ、必要な技術・知識を習得させる。

(3) 野生復帰不可能個体等の取扱いについてのガイドラインの作成方針等

取扱いについてのガイドラインの作成を検討していく。

基本方針としては、できる限り鳥獣保護センターに収容し、獣医師と相談しながらその後の救護を決定することとする。

### 4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

野生の本能の喪失、人が与える食物への依存、人馴れが進むことなどによる人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大等、鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努めるとともに、普及啓発を積極的に推進する。

#### ① 鳥類に対する餌付けの防止

地元保護団体や県民に対し、野生の本能の喪失等のみならず、疾病感染や越冬地の水質汚濁の観点からも来訪者への給餌規制について指導を行う。

希少動物の保護のためなど、やむを得ず、餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分配慮する。

② 獣類に対する餌付けの防止

生ゴミや未収穫物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置など、結果として餌付けとなる行為の防止について指導を行う。

また、クマについては、餌となる果実を置く等の給餌は行わないよう指導する。

(2) 年間計画

(第40表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
普及啓発指導													ホームページ パンフレット	県民
													研修会の 開催	市町村職員 鳥獣保護員 等
													現地指導等	地元保護 団体等

5 感染症への対応

(1) 高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

さらに、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方などの住民への情報提供などを適切に実施する。また、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努める。

(2) その他の感染症についても、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に口蹄疫等の家畜伝染病が発生している際には、周囲の野生鳥獣に異常がないかどうかの監視に努める。

6 普及啓発

(1) 鳥獣保護思想の普及

① 方針

鳥獣保護事業の円滑な推進を図るために、鳥獣保護思想の普及啓発のみならず、自然保護思想・生物多様性の観点から各種普及啓発事業を展開する。

ア 普及啓発事業の展開

(ア) 富山県自然博物館ねいの里等と協力して各種事業を展開していく。

(イ) 獣類については、観察会においてフィールド・サイン（足跡、糞、巣穴等）と生態、その生息と我々人間との関係について理解を深めていくものとする。

(ウ) 鳥類については、特に、愛鳥週間に開催する行事を企画し、積極的に広報活動を実施していくものとする。その際には、単なる愛護精神だけでなく、生物多様性の保全に立脚した人と野生鳥獣との共生の必要性を訴えていく普及啓発を行うものとする。

近年、海岸や湖沼、溪流等に釣糸が捨てられ、野鳥に絡みつ়くケースが見られることから、釣人へのマナー遵守を啓発するとともに、愛鳥週間を中心に釣糸拾いのクリーン作戦を展開する。

(エ) ペット等の遺棄や安易な餌付けによって、自然生態系の攪乱や農林水産業被害等をもたらすことがないように、関係部署と連携を図りながら普及啓発を行うものとする。

(オ) 「愛鳥週間行事」、ロシア沿海地方と共同で行った「渡り鳥共同調査」などの成果を自然博物館ねいの里で展示する。

さらに、野鳥観察指導員（バード・マスター）による野鳥解説活動を充実するとともに、鳥獣保護関係団体の育成に努めていくものとする。

#### イ 鳥獣救護事業の展開

鳥獣救護事業については、鳥獣保護センターを傷病鳥獣の救護施設の中心として位置付け、ボランティアの活用など、その機能・体制の強化に努める。また、鳥獣保護センターと富山県鳥獣救護の会との連絡を密にし、迅速かつ効率的に救護活動を進めるとともに、回復した鳥獣の野外復帰に救護者を招待したり、救護内容の広報活動に積極的に取り組むなどして、鳥獣保護思想の普及啓発に努めるものとする。

### ② 事業の年間計画

(第41表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛鳥思想の普及		←→												愛鳥週間行事、探鳥会
渡り鳥情報								←→						カモ、ハクチョウ等飛来状況
ロシア沿海地方との渡り鳥共同調査	←→						←→							森林性の小鳥
ライチョウの保護・普及	←→						→							スキー規制、保護柵、各種調査、パンフレットの配布等
給餌、巣箱架設、巣箱消毒		←→					←→							愛鳥モデル校、ねいの里等
狩猟制度								←→						狩猟期間
各種調査活動	←→													ガン・カモ調査等
救護活動	←→													傷病鳥獣救護
バード・マスター	←→													野鳥園・探鳥会における活動
イヌワシとの共生	←→							←→						各種開発行為等の調査
ペット等の遺棄及び安易な餌付けの防止の普及	←→													パンフレットの配布等

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第42表)

事業内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
愛鳥週間行事	1 ツバメ調査の日 (前年度に指定した愛鳥モデル校による生息調査) 2 野鳥保護表彰の日 (愛鳥ポスター入賞者及び野生生物保護功労者等の表彰) 3 野鳥観察の日(保育士を目指す学生を対象に実施) 4 ふれあいの日(保育園児を対象に実施) 5 探鳥の日(一般県民を対象に実施) 6 学校愛鳥の日(愛鳥モデル校の指定) 7 野鳥相談の日(ねいの里での各種相談受付)					
全国鳥獣保護実績発表大会	該当する学校を推薦					
その他						

(2) 野鳥の森等の整備

本県では、誰もが自然に親しみ、学べる場を提供することを目的として、昭和56年度に自然博物館ねいの里を設置している。本施設には、年間約15,000人の利用者が訪れており、展示館と自然観察のためのフィールドを利用して自然保護思想の普及、啓蒙を図るとともに、郷土の自然と県民を結ぶかけはしとなっている。

また、昭和60年度には、野鳥の保護を図るとともに、県民に自然の探勝の場を提供することを目的として、野鳥の園を設置している。本施設は、富山市の「富山古洞の森自然活用村」に隣接しており、同ふれあいセンターを基地として年間約6万人の利用者が訪れている。平成9年度に開館した野鳥観察機能を備えた富山市天文台とも連携を図り、今後とも、訪れた人々に質の高い野鳥とのふれあいの場を提供していく。

富山新港西側埋立地には水鳥を観察する目的で、平成8年度に富山新港臨海野鳥園「海王バードパーク」を設置している。本施設は、「海王丸パーク」に隣接しており、毎年、県内外から約1万人の利用がある。

平成18年度には、「富岩運河環水公園」内にバードサンクチュアリを整備した。

「海王バードパーク」及び「富岩運河環水公園」では、引き続き、野鳥観察指導員(バード・マスター)を配置するなど今後とも水鳥を中心とした野鳥とのふれあいの場として提供していく。

(第43表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
県自然博物館 ねいの里	昭和56年度	富山市 婦中町 住吉	17.8ha 県有地	園内には、雑木林の間をぬって、自然観察道が整備され、四季を通じて野鳥観察ができる。	(既設) ・自然観察道2km ・展示館1棟 ・休憩舎1棟 ・鳥獣保護センター	探鳥会の実施や展示等により鳥獣保護思想の普及を図る。	富岩運河環水公園「バードサンクチュアリ」との連携を図る。
県民公園 野鳥の森	昭和60年度	富山市 三ノ熊	73ha 県有地	農業用ため池の古洞池周囲の森林周辺は渡り鳥のルートになっており、四季を通じて野鳥観察ができる。	(既設) ・園路:5.7km ・駐車場:1,000m <sup>2</sup> ・観察舎:1棟 ・休憩舎:2棟 ・つり橋:1基 ・便所:1棟	探鳥会の実施等により鳥獣保護思想の普及を図る。	隣接する富山市天文台と連携を図る。

富山新港臨海野鳥園「海王バードパーク」	平成8年度	射水市海王町	4.6ha 県有地	日本海に面した園内には、池、ヨシ原、樹林地が造成され、センター、観察小屋、観察壁などから、四季を通じて野鳥が観察できる。	(既設) ・園路:300m ・泥湿地外:1.68ha ・植樹帯:2.92ha ・観察センター:1棟 ・観察小屋:1箇所 ・観察壁:4箇所	バードマスターを配置して、野鳥解説を行う。	隣接する海王丸パークとの連携を図る。
富岩運河環水公園「バードサンクチュアリ」	平成18年度	富山市湊入船町	0.6ha 県有地	園内には、実が鳥の餌になる木が植えられており、観察舎から、四季を通じて野鳥が観察できる。	(既設) ・観察舎:1棟 ・植栽: 実が鳥の餌になる木を植栽 ・入り江、島など	野鳥の説明や写真の展示	自然博物館ねいの里との連携を図る。

### (3) 愛鳥モデル校の指定

#### ① 方針

##### ア 指定の目的と方法

小中学校の児童・生徒が、鳥獣の保護思想を体得し、野鳥に対する関心を高め、科学的観察に対する能力及び実行の精神を養うとともに、一般県民に対しても鳥獣の保護を効果的にPRするために、関係団体と協議して指定する。

##### イ 指定期間

第10次鳥獣保護事業計画終了時までには39校を指定してきたが、指定効果を見極めながら、新たに指定を行うものとする。指定期間はその目的達成が困難となる場合を除いて、原則として5年間とする。

##### ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容

鳥獣保護思想に関する図書、野鳥図鑑、テープ・CD（野鳥の鳴き声を収録）、観察機器、展示品等を貸与するとともに、学校が主催する愛護事業に対して、県、鳥獣保護員、野鳥観察指導員等が巡回指導を行い、援助・助言を行うものとする。

指定校は、指定の翌年の愛鳥週間中にツバメ調査を実施することとし、県等が支援を行う。

#### ② 指定計画

(第44表)

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			備考
	既設	新設	計													
小学校	38	1	39	39	1	40	40	1	41	41	1	42	42	1	43	
中学校	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	
その他の学校等																
計	39 (6)	1	40 (6)	40 (6)	1	41 (6)	41 (6)	1	42 (6)	42 (6)	1	43 (6)	43 (6)	1	44 (6)	

(注) カッコ内は複数回受賞した学校数

### (4) 法令の普及徹底

#### ① 方針

##### ア 担当者等への関係法規等の周知徹底

野生鳥獣に関する保護思想の普及・啓発を図るため、鳥獣保護員や市町村担当者に対して鳥獣保護事業計画や関係法規等の周知を図り、一般県民への普及等に

協力を求めるものとする。

イ 違反行為の分析と狩猟者への指導強化

第10次計画期間中における本県での法律の違法行為の件数は3件であり、内容はいずれも法38条第2項（銃猟の制限）の違反であった。今後も狩猟者への指導及び取締りの強化を図るものとする。

ウ 一般県民への周知徹底

若齢鳥獣の拾得防止（「ヒナを拾わないで！」運動の推進）、捕獲規制制度への理解（かすみ網、くくりわな、とらばさみ等の使用規制を含む）、鳥獣飼養登録制度等、一般県民に関係のある事項について、ホームページ、ポスター、パンフレット、講習会等により、その問題点等も含め周知徹底を図るものとする。

また、「ヒナを拾わないで！」運動等、学校教育への野生鳥獣に関する知識の普及を図る。

② 年間計画

(第45表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
法令の普及	↔						←→							鳥獣保護員 会議	鳥獣 保護員
	↔													鳥獣保護行政 担当者会議	市町村 担当者
有害鳥獣 捕獲	←												→	申請時に指導	市町村 担当者
狩猟制度 全般					←	→								狩猟者 対象講習会	狩猟者